

性別適合手術に保険適用

厚労省方針 自己負担最大3割 来年度から

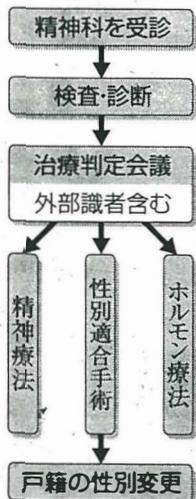
厚生労働省は28日、心と体の性が一致しない性同一性障害（GID）の人を対象にした性別適合手術について、来年度から新たに公的医療保険の適用対象とする方向で検討に入った。近年、性的マイノリティへの社会的認知が広がっていることが背景にあり、社会保障制度でも支援体制を整える動きが始まったといえそうだ。

現在は高額な費用が壁とな

って手術をためらう人も

多いが、保険が適用されれば最大3割の自己負担で受けることができる。厚労省は29日の中央社会保険医療協議会（厚労相の諮問機関）に提案する。医療機関で性同一性障害の診断を受けた人に対しては、精神療法やホルモン療法のほか、子宮や卵巣、精巣を摘出したり陰茎を切断したりする性別適合手術の

性同一性障害の診断と治療のイメージ



性同一性障害（GID）心と体の性が一致しない障害。肉体的な性別に不快感を持ち、心の性別で日常生活を送ることを望む。原因は分かっていない。医療機関ではカウンセリングなどの精神療法やホルモン療法、性別適合手術を行う。2004年施行の性同一性障害特例法により①2人以上の医師による診断②20歳以上③結婚していない④性別適合手術を受けている⑤などの条件を満たせば、家庭裁判所に請求し、戸籍の性別変更が可能となった。16年未だに約6900人が性別を変更した。

治療がある。ただ、精神療法以外は保険が適用されず、治療に100万円以上かかる場合も多い。一方、2004年に施行された性同一性障害特例法では、戸籍の性別変更の条

件として、性別適合手術を受けることを求めている。このため比較的費用が安い海外に渡航して手術を受ける人も多く、当事者へのアンケートでは国内と国外での手術件数がほぼ同数になっている。

厚労省は保険適用の範囲については、性別変更の条件を踏まえ、心の性に身体を近づけるホルモン療法は対象から外す方向で検討する。

厚労省などによると、性

同一性障害で国内の医療機関を受診した人は、15年末までに延べ約2万2千人。性別変更した人は16年時点で約6900人にとどまる。海外ではドイツ、フランス、オーストラリアなどで公的保険による給付実績があるという。

性別適合手術を巡っては、性同一性障害の当事者団体が今年3月、ホルモン療法とともに保険適用を求める要望書を厚労省に提出していた。

安易な手術増の懸念も

サポート体制必要

性同一性障害の性別適合手術を公的医療保険の適用対象にする検討が始まった。手術はこれまで医療保険の対象外で、高額な医療費を負担したり、費用の安い海外に渡ったりしていた当事者にとって

「日本性同一性障害と共に生きる人々の会」の西野明樹代表31によると、「体を変えれば全て解決する」と思い、後遺症も十分に検討しないまま手術を決定する人がいるという。中には手術後に「こんなはずではなかった」と後悔する人も。西野さんは「こうしたことがないように、保険適用を治療体制やサポート体制の充実につなげる必要がある」と指摘する。

性同一性障害の人の中にも「子どもが欲しくて生殖機能を残したい」などと手術を望まない人もいるのに対し、戸籍の性別変更には適合手術をすることが法律上の要件となっている。「共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク」の原ミナ汰代表理事

「これまで経済的理由で手術ができなかった人にとっては喜ばしい流れだ」。トランスジェンダー活動家の杉山文野さん(36)は歓迎する。杉山さんによると、手術費を稼ぐために日々の暮らしに追われている人は少なくない。費用の安い海外で手術を受け、帰国後にトラブルが起きるケースもあるため「国内で継続的な治療が可能になることは大きい」と話す。歓迎ばかりではない。後戻りができない手術へのハードルが下がることへの懸念も。

(61)は「体の改造を前提にした法律は人権を保障していない。問題のある法律を支えるために保険が使われるとしたら弊害が出るだろう」と、法律の見直しを求めている。